

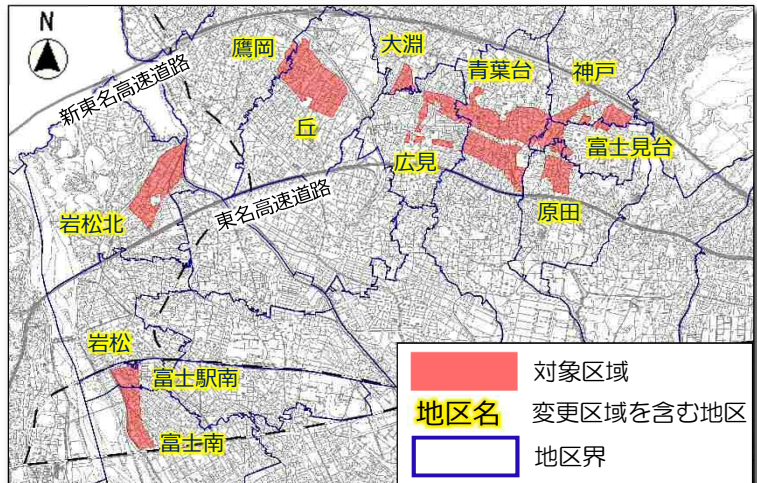
岳南広域都市計画用途地域の変更について

子育て・高齢者介護の負担軽減につながる多世帯住宅の建築がしやすくなることが求められている中、人口減少時代においても安心して暮らせる住環境を整えるため、第一種低層住居専用地域において容積率・建蔽率の変更及び、最低敷地面積を指定する都市計画の変更を予定しています。

1 変更対象区域

第一種低層住居専用地域のうち、容積率 60%・建蔽率 40%に指定した区域

《 第一種低層住居専用地域とは 》



2 変更内容

3つの
変更

- 1 容積率を 60%から 80%に緩和
- 2 建蔽率を 40%から 50%に緩和
- 3 最低敷地面積 165 m²の指定（現在、最低敷地面積 200 m²が指定されていない区域のみ）

二世帯住宅は 45 坪以上が望ましいと言われていた中…
《 敷地面積が約 60 坪 (200 m²) の場合 》

現在

約 60 坪 (200 m²)

現状の容積率 60%では、
最大約 36 坪まで建築可能

子どもと暮らしたいけど、二世帯住宅が建てられない

変更案

約 60 坪 (200 m²)

変更後の容積率 80%になると、
最大約 48 坪まで建築可能

一緒に住めて、子育てや介護の負担軽減につながるね

現在、ゆとりある住宅地が形成されている中、容積率等を緩和すると、小さな土地でも一定規模の住宅建築が可能となるため、狭い敷地の発生につながり、住環境が悪化する恐れがあります。

土地を 165 m²未満に分割し、
建物敷地として使用することを不可に

市 Youtube に変更案の説明動画を掲載しています。パソコン、スマートフォンからご覧いただけます。

検索 🔍 富士市 用途地域の変更

スマホ用 QR コード ▶

